

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和3年1月25日
提出日(最新提出日)	令和3年4月28日
担当	市民生活部 市民生活政策課 (TEL3272 )

指摘事項	措置状況
1 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について  国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和元年度決算において、前年度比1.06ポイント増の75.79%であった。  また、令和2年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,925,928,220円である。 今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。	現在、収納率向上対策として、滞納処分、文書・電話催告、居所不明調査、資格の適正化など実施しています。パートタイム任用職員A(旧収納嘱託員)による訪問催告・収納に加えて、令和2年10月より、市内の約1/3のエリアについて、収納ノウハウを有する民間事業者に、訪問催告・収納、電話催告等の収納業務を委託し、収納率の向上を図りました。  また、滞納者との接触機会と図るため、夜間納付相談窓口の開設(毎週木曜日)や保険証の窓口交付を実施しております。  さらに、納付手段の拡大も行い、平成30年8月からスマートフォン決済アプリ(Pay-B, H31.3からLine-Pay, R2.6からPay Pay)、令和2年12月から、クレジットカード・インターネットバンキングを利用した納付も進めました。  このような取り組みにより、令和3年3月末時点の収納率は、前年度決算額と比較して、0.36%上回っています。 今後も引き続き、収納率の向上に努めています。
2 適正な財務会計事務の執行について  岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。  しかしながら、防犯・交通安全課、柳津地域事務所、市民課、西部事務所、東部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所、国保・年金課及び斎苑では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	物品の納入の際には必ず物品取扱員が検収するよう周知徹底しました。